

# 参考資料



総合計画策定経過	180
総合計画策定体制	183
総合計画審議会・総合計画策定特別委員会	184
総合計画審議会諮問・答申	185
総合計画審議会条例	186
総合計画の変遷と概要	187

## 総合計画策定経過

日付	内容
平成 15 年 8 月 15 日	総合計画策定特別委員協議会 ○第 4 次総合計画達成状況、計画策定スケジュール
11 月 11 日	総合計画策定特別委員協議会 ○第 4 次総合計画達成状況評価、策定体制 学区懇談会 延べ 469 名参加
11 月 25 日	○幸田学区
11 月 26 日	○荻谷学区
12 月 1 日	○坂崎学区
12 月 10 日	○豊坂学区
12 月 11 日	○中央学区
12 月 12 日	○深溝学区
12 月 22 日	名古屋産業大学との検討会 ○町長面談及び町内視察
12 月 25 日	名古屋産業大学伊藤達雄学長との打合せ ○町長面談及び町内視察
平成 16 年 1 月 9 日	各市町村総合計画の策定状況調査（愛知県地方振興課） ○計画期間、目標人口など
1 月 16 日	総合計画策定特別委員協議会行政視察 ○愛知県尾張旭市、知立市
1 月 29 日	総合計画審議会行政視察 ○三重県亀山市
2 月 6 日	総合計画審議会 ○実施計画、第 5 次総合計画策定状況
2 月 9 日	総合計画策定特別委員協議会 ○学区懇談会結果、県内自治体の総合計画策定状況
3 月 1 日	「広報こうた」に総合計画審議会委員公募記事掲載
3 月 4 日	名古屋産業大学との検討会 ○基礎調査報告、基本構想案
4 月 7 日	名古屋産業大学との検討会 ○平成 15 年度成果、16 年度業務スケジュール
4 月 16 日	総合計画策定委員会 ○府内体制、基本構想大学提案骨子説明
4 月 20 日	職員政策課題研修 人口減少時代の地域政策 講師：現代社会研究所・青森大学教授 古田隆彦氏
5 月 7 日	総合計画策定特別委員協議会 ○基本構想大学提案骨子、町の特性と主要課題
5 月 13 日	中京大学大学院奥野教授、愛知県立大学小栗教授との打合せ ○町長面談及び町内視察
5 月 14 日	名古屋産業大学との検討会

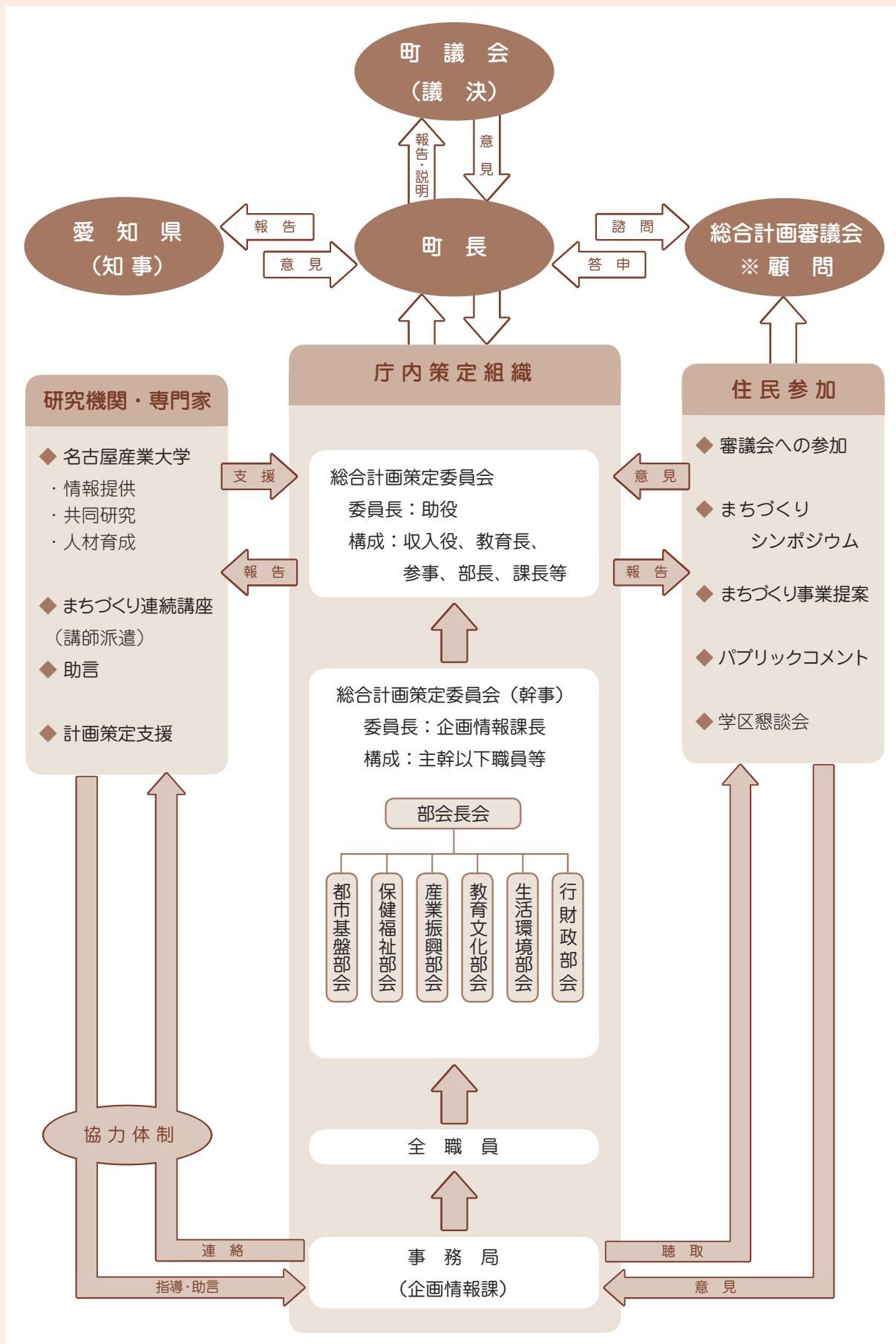
## 総合計画策定経過

	○まちづくり連続講座内容
5月28日	職員研修 自治体改革と地方分権 ○講師：関西学院大学教授 村尾信尚氏
6月2日	総合計画審議会 ○総合計画の概要、基本構想案 ○審議会顧問として奥野中京大学大学院教授、小栗愛知県立大学教授委嘱
7月5～7日	職員まちづくり連続講座（前期）7/5～7/7 延べ115名参加 7/5 加藤哲男教授「持続的インフラ整備」 〃 伊藤雅一教授「環境への負荷が少ない幸田町の実現に向けて」 7/6 高橋陽子講師「地域福祉」 〃 和泉 潤教授「行政改革」 〃 大塚俊幸講師「コミュニティビジネスによる地域活性化」 7/7 山本佳世子助教授「環境と調和するまちづくり」 〃 池口明子講師「文化とまちづくり」
8月3～5日	職員まちづくり連続講座（後期）8/3～8/5 延べ98名参加
6月7日	職員政策課題研修 健康日本21を考えよう ○講師：(株)日本メディカル総研 代表取締役 植田美津江氏
7月1日	住民意識調査票発送
8月6日	総合計画策定委員会 ○基本構想、将来人口と土地利用計画
8月12日	総合計画審議会 ○基本構想、将来人口と土地利用計画
8月16日	総合計画策定特別委員協議会 ○基本構想、将来人口と土地利用計画
9月28日	職員政策課題研修 我がまちの地震対策 ○講師：愛知工業大学教授 正木和明氏
10月1日	「広報こうた」住民意識調査結果掲載
10月22日	まちづくり講演会 町民会館つばきホール午後6時00分～ 「地方分権・これからのまちづくり」 ○講師：中京大学大学院教授 奥野信宏氏
11月2日	総合計画策定特別委員協議会行政視察 ○三重県鈴鹿市、桑名市
11月5日	職員政策課題研修 松下幸之助の発想に学ぶ ○PHP 総合研究所第一研究本部長 佐藤悌二郎氏
11月9日	総合計画策定特別委員協議会 ○基本構想、将来人口、土地利用、意識調査結果
11月18日	新成人と語る会
平成17年	1月1日 「広報こうた」新成人と語る会内容掲載
	地区懇談会 延べ154名参加
	1月17日 中央地区懇談会

## 総合計画策定経過

平成 17 年	1 月 20 日	深溝地区懇談会
	1 月 24 日	総合計画策定特別委員協議会
		○基本計画部門別計画（1 章～3 章）
	1 月 24 日	坂崎地区懇談会
	1 月 25 日	荻谷地区懇談会
	1 月 31 日	幸田地区懇談会
	2 月 2 日	豊坂地区懇談会
	2 月 7 日	総合計画策定特別委員協議会
		○基本計画部門別計画（4 章～6 章）
	2 月 15 日	総合計画審議会
		○基本構想、基本計画、学区懇談会結果
	2 月 24 日	職員政策課題研修 自治体の環境行政に関わって感じた事、考えた事 ○講師：元豊橋技術科学大学教授 笠倉忠夫氏
	4 月 1 日	広報こうた・町公式ホームページに総合計画（素案）骨子掲載 ○総合計画審議会委員公募記事についても掲載
	5 月 12 日	総合計画策定特別委員協議会 ○地区別計画
	7 月 8 日	総合計画策定特別委員協議会行政視察 ○滋賀県竜王町
	8 月 8 日	総合計画審議会 ○諮問
	8 月 12 日	総合計画策定特別委員協議会 ○原案協議
	8 月 22 日	総合計画審議会 ○答申
	8 月 24 日	議会全員協議会 ○原案協議
	9 月 30 日	定例議会 ○基本構想議決・基本計画承認

# 総合計画策定体制



# 総合計画審議会・総合計画策定特別委員会

## 幸田町総合計画審議会委員

平成17年8月22日現在

氏名	役職名
中川 晋	教育委員長
(石川 明美)	(同 上)
水野 良雄	農業委員会会长
(都築三三二)	(同 上)
加藤 高明	土地改良区理事長
○中根 紀明	商工会長
本多 省吾	老人クラブ連合会長
平松 國二	民生委員児童委員協議会長
(山本 久枝)	(民生委員)
内田 等	相見特定土地区画整理組合理事長
植田マサ子	保健推進員協議会長
○山本 雄幸	坂崎土地利用研究会長
高橋 厚	JAあいち三河代表専務理事
岩瀬喜久雄	知識経験者
大川千恵子	同 上
宇都野 勝	同 上
鴨下 真澄	同 上
谷川江美子	同 上
味岡 定二	同 上
鈴木 清	同 上

◎会長 ○職務代理 ○前任者

## 顧問

中京大学大学院教授 奥野 信宏  
愛知県立大学教授 小栗 宏次

## 総合計画策定特別委員会

氏名(平成15年6月24日現在)	氏名(平成17年5月16日現在)
○鈴木 修一	◎丸山千代子
○丸山千代子	○鈴木 博司
成瀬 克己	成瀬 克己
山口 文雄	山口 文雄
清水 正幸	清水 正幸
夏目 一成	鈴木 修一
鈴木 博司	夏目 一成
長谷 奥弘	長谷 奥弘
羽根渕保博	羽根渕保博
水野千代子	水野千代子

◎委員長 ○副委員長

# 総合計画審議会諮詢・答申

諮詢第116号  
平成17年8月8日

幸田町総合計画審議会  
会長 山本雄幸 殿

幸田町長 近藤徳光

## 第5次幸田町総合計画について（諮詢）

幸田町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第5次幸田町総合計画の策定について貴審議会の意見を求める。

平成17年8月22日

幸田町長 近藤徳光 殿

幸田町総合計画審議会  
会長 山本雄幸

## 第5次幸田町総合計画について（答申）

平成17年8月8日付け諮詢第116号で諮詢のありました第5次幸田町総合計画について、慎重な審議を重ねた結果、適切であると認めましたのでここに答申します。

なお、計画を進めるにあたっては下記の点に留意され、住民と行政が一体となり、さらに関係機関と連携のもと「人と自然を大切にする緑住文化都市」の実現に最善を尽くされるよう要望します。

### 記

- 1 少子高齢化と地方分権が進むなか、この計画の推進にあたっては、今後の社会経済情勢等の変化にも的確に対処され、住民の理解と協力を得ながら事業の実施を図ってください。
- 2 この計画に盛られた内容は、住民の豊かで安全安心な生活を確保する上で重要なものです。選択と責任の地域づくりの立場から経費節減とさらなる財源確保を図り、計画の実現を目指してください。
- 3 将来像実現に向けて各種施策を有機的に展開し、地域特性を生かしたバランスのとれたまちづくりを推進するとともに、近隣自治体との広域的な協調関係を一層築いてください。
- 4 幸田町の情報を積極的に発信し、住民に対する説明責任を果たすとともに、元気なまち幸田を広く周知、PRしてください。

# 総合計画審議会条例

## 幸田町総合計画審議会条例

昭和44年3月25日条例第6号

改正 平成14年10月4日条例第17号

### ◇趣旨

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき、幸田町総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

### ◇設置

**第2条** 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し、必要な調査及び審議会を行わせるため、幸田町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### ◇組織

**第3条** 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 教育委員会の委員

(2) 農業委員会の委員

(3) 公共的団体の役職員

(4) 知識経験を有する者

### ◇会長

**第4条** 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が、会長の職務を代理する。

### ◇委員会の任期

**第5条** 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### ◇顧問及び参与

**第6条** 審議会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、町長が審議会に諮って委嘱する。

3 顧問及び参与は、会議に出席し意見を述べることができる。

### ◇会議

**第7条** 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

### ◇雑則

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附則

（施行期日等）

1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

2 幸田町建設審議会条例（昭和31年幸田町条例第16号）は、廃止する。

附則（平成14年10月4日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 総合計画の変遷と概要

# 幸田町民憲章

わたくしたちは、心ゆたかな住みよいまちづくりをめざし、ここに町民憲章を定めます。

- 1 緑豊かに、水清らかに、みんなで美しいまちをつくりましょう。
- 1 ありがとう、いつも笑顔で親切の輪を広げましょう。
- 1 活気と希望と夢にみちた、若い力を育てましょう。
- 1 スポーツに親しみ、心身を鍛え、健康なまちをつくりましょう。
- 1 豊かな知識と教養を高め、文化の向上に努めましょう。

